

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	2
許認可等の種類	県自然環境保全地域に関する処分、調査に係る損失補填			
根拠法令条例等・条項	自然環境保全法第48条			
許認可等の概要	県は、自然環境保全法第46条第1項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に事例がなく設定困難のため)			
期間の制定根拠	—			